別紙様式第10号の3(第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

第　　期自己信託報告書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

(記載上の注意)

法第50条の2第3項の申請書又は同条第12項の規定により読み替えて適用する法第12条第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1　業　務　の　状　況

(1)　当期の業務概要

(2)　営んでいる業務の種類

(3)　株主総会決議事項の要旨

(4)　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名
うち信託事務従事者	名	名	名	名

②　役員の状況

役職名	氏名又は名称

(5)　営業所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名
計　　店		計　　名

(6)　親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所在地	主要な事業の内容	関係内容

(7)　事務の状況

①　各種信託の残高

（単位：百万円）

区分	金銭信託	金銭信託以外の金銭の信託	有価証券の信託	資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	暗号資産等	金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
元本													
売渡手形等													
収益													
仮受金													
その他													
債権償却準備金													
特別留保金													
・・・													
・・・													
・・・													
・・・													
・・・													
負債合計													（　　）

② 各種信託の信託財産別残高

（単位：百万円）

区分	金銭信託	金銭信託以外の金銭の信託	有価証券の信託	暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
貸出金												
有価証券												
信託受益権												
暗号資産												
金銭債権												
有形固定資産												
動産												
不動産												
無形固定資産												
地上権												
不動産の賃借権												
その他の無形固定資産												
その他債権												
現金預け金												
現金												

預金												
その他												
その他												
資産合計												

③　金銭評価の困難な信託

（単位：件、百万円）

信託財産の種類	件　数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）			
その他			
合計			

④　流動化を目的とした信託

（単位：件、百万円）

信託財産の種類		件数	元本額
金銭債権	貸付債権		
	売掛債権		
	その他		
動産			
土地及びその定着物			
地上権			
土地及びその定着物の貸借権			
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）			
その他			
合計			

⑤　信託財産残高表

（単位：百万円）

資産	金額	負債	金額
貸出金		金銭信託	
有価証券		金銭信託以外の金銭の信託	
信託受益権		有価証券の信託	
暗号資産		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
金銭債権		金銭債権の信託	
有形固定資産		動産の信託	
動産		土地及びその定着物の信託	
不動産		地上権の信託	
無形固定資産		土地及びその定着物の賃借権の信託	
地上権		包括信託	
不動産の賃借権		その他の信託	
その他の無形固定資産			
その他債権			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
その他			
合計		合計	

⑥　信託財産収支表

（単位：百万円）

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
金銭債権収益		経費	
動産収益		有価証券売却損	
不動産収益		暗号資産売却損	
有価証券売却益		暗号資産関連有価証券売却損	
暗号資産売却益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
暗号資産関連有価証券売却益		固定資産売却損	
電子記録移転有価証券表示権利		有価証券償還損	

等売却益			
固定資産売却益		貸出金償却	
有価証券償却益		有価証券償却	
償却債権取立益		固定資産償却	
受入手数料		※　・・・・	
※　・・・・		※　・・・・	
※　・・・・		※　・・・・	
※　・・・・		※　・・・・	
※　・・・・		その他の支出	
その他の収入		信託利益	
合　　計		合　　計	

⑦　信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産(次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。)	
4	船舶	
5	航空機(航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。)	
6	自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。)	
7	指名金銭債権(信託の受益権を除く。)	
8	有価証券(信託の受益権を表示するものを除く。)	
9	暗号資産	
10	電子記録移転有価証券表示権利等	
11	特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
12	実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
13	意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
14	商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)	
15	育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
16	回路配置利用権等(回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権を	

	いう。)	
17	著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)	
18	前各項に掲げる資産以外の資産	

⑦―2　履行保証暗号資産の分別管理の状況

番号	暗号資産の種類	管理の方法

⑧　自己信託の設定状況

(単位：百万円)

符号	―			
設定年月日				
設定の方法				
信託の目的				
信託期間				
設定時の信託財産の第三者調査	財産の種類	価額	調査を行った者の名称	調査結果の報告年月日
		計	(　　) (　　) (　　) (　　) (　　)	
自己信託の類型	(　　)			
受益者の人数				
受益権の個数				
備考				

2　経　理　の　状　況

(記載上の注意)

1　業務の状況

(1)　当期の業務概要

当期における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託(以下「自己信託」という。)に係る事務及びそれ以外の業務に関する概況、その他重要事項の概要をそれぞれ記載すること。

(2)　営んでいる業務の種類

当期末現在における自己信託に係る事務及びそれ以外の業務の種類をそれぞれ記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3)　株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会(これらに準ずる機関)の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(4)　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「〇名、〇社」と区別して記載すること。また、内訳として信託事務従事者の役員及び使用人を記載すること。

②　役員の状況

当期末現在における取締役及び執行役又は業務を執行する社員、会計参与及び監査役について記載すること。法第50条の2第3項の申請書又は同条第12項の規定により読み替えて適用する法第12条第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(5)　営業所の状況

当期末現在における自己信託に係る事務を行うすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6)　親法人等及び子法人等の状況

①　当期末現在における親法人等(令第2条第2項に規定する親法人等をいう。)及び子法人等(同項に規定する子法人等をいう。)を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

②　関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。

(7)　事務の状況

当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。)、暗号資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。)、暗号資産関連デリバティブ取引(同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。)に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。)を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

①　各種信託の残高

イ　金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ　債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。

ハ　「その他の信託」欄には、「金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

②　各種信託の信託財産別残高表

イ　金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ　「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

③　金銭評価の困難な信託

イ　期中に新規設定された信託について記載すること。

ロ　件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを該当欄に(　)で注記すること。

④　流動化を目的とした信託

期中に新規設定された信託について記載すること。

⑤　信託財産残高表

イ　③記載の金銭評価の困難な信託を除く。

ロ　「その他の信託」欄には、「金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

ハ　信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。

ニ　信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

⑥　信託財産収支表

イ　※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。

ロ　「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。

⑦　信託財産の分別管理の状況

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

⑧　自己信託の設定状況

イ　「符号」欄については、ハイフンの前に自己信託を設定した事業年度を西暦表示し、ハイフンの後に設定順に通し番号を付すこと。ただし、前事業年度に信託が終了している自己信託については、記載しないことができる。

ロ　「設定時の信託財産の調査」欄については、法第50条の2第10項の規定に基づき信託財産に属する財産に関する事項の調査について記載すること。また、「第三者調査を行った者の名称」の括弧には、弁護士等の資格を記載すること。

ハ　「自己信託の類型」欄については、次の掲げる区分を記載するとともに、括弧には、ビークル型の場合にあっては投資ビークルの種類を、同種内容型の場合にあっては同種内容の信託財産の具体的内容を記載すること。

a　「原則型」：1回の自己信託で50人以上の受益者が存在する場合

b　「ビークル型」：投資ビークルを介在させ、実質的受益者が50人以上となる場合

c　「同種内容型」：同種内容信託(令第15条の2第2項第3号に規定する同種内容信託をいう。以下同じ。)であって、その受益者等の合計数が50人以上となる場合

d　「受益権多数発行型」：多数の受益権が発行される場合であって、当該受益権が50人以上に譲渡される可能性がある場合

e　「その他」：上記aからdのいずれにも該当しない場合

ニ　「受益者の人数」欄及び「受益権の個数」欄については、自己信託の類型が原則型以外の場合にあっては、令第15条の2第2項各号に掲げる方法により算出した人数及び個数を記載すること。

ホ　「備考」欄については、同種内容信託の場合は、当該自己信託以外の自己信託ごとに符号及び受益者等の人数を記載すること。

2　経理の状況

法第50条の2第1項の登録を受けた者の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び附属明細書を添付すること。